

議案第100号 公の施設の区域外設置に関する協議について

1 趣旨

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院を神戸市北区内に設置するにあたって、地方自治法第244条の3第1項の規定に基づき、神戸市と協議する必要がある。よって、同法第244条の3第3項の規定により、両市の議会の議決を求めるもの。

2 協議の概要

(1) 目的

三田市が新病院を神戸市の区域内に設置することにより、北神・三田地域の急性期医療の確保及び充実を図る。

(2) 設置場所

新病院は、神戸市北区長尾町宅原3861番他に設置する。

(3) 経費の負担

新病院の設置に係る経費の負担に関しては、令和5年3月31日付「三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合に係る基本協定書」の定めによるものとする。

(4) 利用者の範囲

新病院は、公衆の用に供されるべきものであるため、利用者の範囲に制限は設けない。

3 両市議会への上程時期

三田市議会 令和7年11月27日議案上程

神戸市議会 令和7年11月27日議案上程

4 上程時期を12月議会とする理由

病院整備にかかる用地取得に際し、土地収用法における事業認定にかかる事前協議が成立する時期（令和8年1月）までに、両市での議決のうえ、協議書を締結しておく必要があるため、本年12月議会へ議案を提出するものである。

5 今後の予定

令和8年 1月 事業認定庁との事前協議成立

令和8年 5月 事業認定申請（兵庫県）

令和8年 5月 実施設計

令和8年 8月 事業認定告示 →令和8年度中 用地取得

令和9年 9月 建設工事開始

令和12年度中 開院

6 根拠法令

地方自治法

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第243条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。